

個別施設計画

土木総務課No. 13

策定年月日 R1年12月25日

1 対象施設・施設概要

施設情報

施設名称	嘉太神除雪基地	所管所属名称	仙台土木事務所
------	---------	--------	---------

公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
-----	------	-----	--------	-----	--------

主要建物概要

構造	棟情報一覧のとおり	用途	防災機材倉庫	建築日	1990/3/30
経過年数	29年	耐用年数	棟情報一覧のとおり	目標使用年数	棟情報一覧のとおり
運営方式	直営	管理者名称	仙台土木事務所	全延床面積(㎡)	157.48㎡
所在地	黒川郡大和町吉田字大森1-1				

2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり

4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条ほか	必要性の有無	有
業務内容	行政組織規則第95条6項		
必要性の判断理由	仙台土木事務所管内の道路の除融雪に必要な資機材、車両等を保管・格納する施設であり、冬季における管内道路利用者の安心・安全を確保するためにも必要性が高い。		

5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。
施設間・対策間の優先順位の判断内容	当該施設は、令和元年度現在で築29年(基地格納庫の耐用年数34年)であり、全体的に老朽化している。 平成30年10月及び令和元年9月に実施した県有建築物保全点検結果では、門扉や車庫の錆・外壁目地劣化(亀裂)・浴室壁亀裂等の指摘があり、B判定(要注意)となっている。 過去5年間の修繕実績は1,628千円(平成24年度に格納庫の外壁等(目地シーリングを含む)修繕)があり、令和2年度には、和室天井・壁等の修繕(予算924千円)を予定している。また、点検等で指摘のあった、「門扉交換工事(見積額:3,300千円)」を令和3年度、「屋根改修工事(見積額:4,070千円)」を令和5年度、「スチーム庫サッシ取替工事(見積額:341千円)」を令和7年度に計画し、適正な維持管理をしていく。

(別紙様式2) (建築)

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 嘉太神除雪機械格納庫

建物棟名称: 除雪機械格納庫

所在地: 黒川郡大和町吉田字大森1-1,16-8

①用途: 車庫・倉庫等

②延べ面積: 155 m²

③階数: 地上1階

④竣工年度 平成 元 年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目) 門扉の錆が進行しており、円滑な開閉に支障をきたしています。	判定 B
	(対策等) 経過観察の上、劣化の状況に応じて、計画的な修繕が必要です。	
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 外壁目地に全体的に劣化(亀裂)が確認できます。	判定 B
	(対策等) 経過観察の上、劣化の状況に応じて、修繕について検討してください。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 軒先の面戸の破損が確認できます。	判定 B
	(対策等) 経過観察の上、劣化の状況に応じて、修繕について検討してください。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) ① 浴室の壁に亀裂が確認できます。 ② 車庫の鉄部に錆が確認できます。	判定 B
	(対策等) 経過観察の上、亀裂、錆の進行の状況に応じて、修繕について検討してください。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 平成30年10月31日